

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案
趣旨説明質疑

平成31年4月2日 立憲民主党 矢上 雅義

立憲民主党・無所属フォーラムの矢上雅義です。私は会派を代表し、ただいま議題となりました「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案」について質問いたします。

冒頭、二点ほど発言をお許してください。

昨日、政府より「平成」に変わる新しい元号「令和」が発表されました。祝意を表しますとともに、新元号制定にご尽力された皆様に、厚くお礼を申し上げます。

さて昨年5月31日、「有印公文書変造などの容疑」に関し、佐川元理財局長が不起訴となりましたが本年、3月15日、「大阪第一検察審査会」が、「不起訴・不相当」の議決をし、同月29日に公表しました。議決を受け再捜査が始まります。

29日付の朝日新聞によりますと「大阪第一検察審査会」が、「不起訴・不相当」とした理由として、社会的常識を逸脱し、相当大幅な削除がなされたことにより、原本が証明していた内容が変わってしまった」、また「改ざん指示」を否定する佐川氏の供述には信用性がないとし、「一般市民の感覚からすると言語道断の行為だと」批判しています。

今回の議決は、いまだ「森友学園問題」の真相究明がなされていない、という民意の表れであります。

安倍総理はじめ関係者は、大いに反省し、さらなる真相究明に向けて、参考人の国会招致を認めることや、未公開資料の開示に、真摯に取り組むことを強く、要望いたします

続きまして、本改正案に対する質問をいたします。

エネルギー資源の大半を輸入に頼る我が国におきましては、徹底した「省エネルギー対策」への取組みが、急がれます。そこで、2016年11月、「京都議定書」以来18年ぶりに、法的拘束力を持つ「パリ協定」が発効されました。

2020年以降の「温室効果ガス排出削減」のための国際的な枠組みを決めるものです。同協定を踏まえ、政府が策定した、「地球温暖化対策計画」において、2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度と比較して26%削減する中期目標が設けられました。

本改正案は、「建築物の省エネ対策」の流れを、一層推進するものであり、一定の評価

ができるものです。

ところで「建築物分野」の省エネ対策は、「産業部門や運輸部門」に比べて遅れており、「建築物」に関連する、「業務部門・家庭部門」のエネルギー消費量は、2016年度には1990年度との比較で2割も増加しています。

その結果「業務部門・家庭部門」のエネルギー消費量が、全エネルギー消費量に占める割合は増加傾向にあり、2016年度には全体の約3割を占めております。

いまだ我が国における建築物の省エネ対策のレベルは、欧米と比べて非常に低い水準にとどまります。「ドイツ」をはじめ欧米の国々では、「広範な住宅や建築物」を対象に、「建築時の省エネ基準への適合」が、高いレベルで義務付けられているとお聞きします。また「販売や賃貸」の際、事業者に対しても「省エネ性能に関する表示」を義務付けている国もあります。

ところで本改正案の対象とする建築物の中で、「住宅」は「家庭生活さらには地域社会」を下支えする、重要な基盤であります。

私たちは、普段、家族との団らん・休息や睡眠を含め、多くの時間を「住宅」で過ごします。時に「住宅」は、「ヒートショック・化学物質過敏症・ハウスダスト」などの健康問題としても、取り上げられます。

一つ一つの住宅が集まり「ひとつのまち」を形成しています、そこでは「まちづくり」だけでなく「雇用」・「健康」・「福祉」・「防災」も大きな課題となり、政府の政策づくりの源泉ともなります。

一口に住宅と呼んでも、日本の国土は南北に広がり、亜熱帯から亜寒帯まで多様な気候が存在しています。農山村の「木造住宅」と都会の「戸建て住宅」でも違いますし、北海道の住宅と沖縄の住宅でも、家の構造や、家に対する意識が大きく異なります。省エネ対策を一層効果的なものとするためにも、多種多様な「住宅政策」を念頭に置いて対策を講じなければなりません。

そのためにも、住宅等の市場動向や住宅事情から派生する問題、住宅に関する国民の意識の変化や省エネ技術の進展などを正確に把握し、現行制度における「現状と課題」を洗い出すことが必要です。その上で、どのような対策が効果的か、徹底的に検討を重ね、着実に省エネ対策を進めていくことが重要であると考えます。

こうした問題意識の下、以下質問をいたします。

政府は「エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画」において、「規制の必要性などを

十分に勘案しながら、2020年までに、新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化する」との方針を示してきました。この方針のもと平成27年に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」、いわゆる「建築物省エネ法」が制定され、延べ面積2000平方メートル以上の大規模な オフィスビル等については、既に省エネ基準への適合が義務づけられています。

ところが改正案における適合義務化の対象の範囲は、住宅以外の中規模な建築物にとどめられ、住宅等の適合義務化は見送られました。

これまでの方針と大きく異なる結果となりましたが、これは一体なぜでしょうか。国土交通大臣にお伺いします。また、今回義務化が見送られた小規模建築物について、いつ義務化する予定なのかについても、あわせてお伺いします。

省エネ基準への適合義務化を行わない住宅等の着工棟数は、年間50万棟近くへのぼり、全建築物の着工棟数の9割以上を占めます。また、エネルギー消費量ベースでも約5割を占め、建築物分野の省エネ対策に大きな穴が、開いたままの状態です。

また、日本の古い家屋は断熱性や気密性が貧弱です。夏は熱中症、冬は低体温症や循環器疾患により、亡くなる「お年寄り」が増えています。冬に住宅内のヒートショックで亡くなる方の数は、交通事故死の数よりも多いという調査結果もあり、対策が待ったなしの状態です。

住宅の省エネ対策とは、見方を変えれば、住宅の「断熱性・気密性」の問題であり、さらには高齢者の「健康や生命」にも関わる重大な問題ともいえます。

これら住宅事情に派生する問題を抱えながら、いまだに住宅等の省エネ基準適合率は特に低く6割から7割程度にとどまります。住宅等の省エネ基準適合率が他の分野と比べて、なぜ低いままなのか、国土交通大臣にお伺いします。

棟数も比較的少なく、一方でエネルギー消費量の大きい「大規模なオフィスビル等」の省エネ対策を率先して進めることは、たしかに合理的な判断といえます。

しかし着工棟数において大きなシェアを占める「住宅等の省エネ対策」について、後回しにするわけにはいきません。

「建築物省エネ法」が制定され、4年近い歳月が流れ、省エネ技術も飛躍的に進歩しました。しかしながら住宅等の省エネ基準適合率はいまだに低い水準です。

住宅等の省エネ基準適合率が依然として低い水準にとどまることが、省エネ基準への適合義務化を見送る大きな理由であると、聞いております。

言葉は悪いのですが、改正法案で住宅等への省エネ基準の適合義務化を見送ることになった最大の要因は、「中小工務店や大工等の技術力の向上に向けた支援を行うなど、制度の円滑な実施のための環境整備に万全を期すこと」とした衆議院の付帯決議にしっかりと対応してこなかった。ということになるのではないのでしょうか。国土交通大臣にお伺いします。

同じく省エネ基準への適合を促進する施策として、「戸建て住宅など小規模な住宅や建築物」については、建築士に対し「建築主への省エネ性能に関する説明」を義務付ける措置が盛り込まれることとなりましたことは、一定の評価ができます。

しかし制度の導入に向けて課題は多いです。中小の工務店や設計事務所などの関係者が、省エネ基準や省エネ計算の方法に習熟していなければ、「絵に描いた餅」となります。また建築主は専門的知識がない方も多く、誰にでもわかりやすい説明ができるのかという課題もあります。事業関係者の技能向上に向けて、政府としてどのように取り組むのか、国土交通大臣に伺います。

これまでの「断熱強化型の省エネ住宅」の普及策とならび、人口減少社会における「まちづくり」と「住宅」の在り方にも、政府としての取り組みが必要です。

これまでの「新築や持ち家」重視から、中古市場やリフォーム市場の活性化、さらに「福祉政策」としての「低廉で優良な賃貸住宅の提供」にも社会のセーフティネットとして目を向けていただきたい。これらの住宅も、本来、省エネ基準適合化の対象となりうるものであり、省エネ対策の観点から、健康維持の観点から、あらゆる「住宅」の底上げが望まれます

こうした点を踏まえて、国土交通大臣にお伺いします。今後、すべての住宅・建築物を対象として、更なる省エネ対策の強化に取り組むとともに、本法案に盛り込まれた施策の実施状況を踏まえて不断の見直しを行うことが不可欠です。今後、どのように取り組んでいられるのか、見解をお伺いします。特に、既存建築物についての省エネ改修をどのように計画的に進めていくのか、政府の取り組みについてお尋ねします。また個人住宅をはじめとする小規模建築物の省エネ改修の推奨は、地場の工務店などにとり、需要喚起となり、地域経済の振興にとっても大変有益です。ぜひ力を入れるべきことと思いますが、あわせて国土交通大臣の見解をお伺いします。

昭和の時代、「貧しいながらも、楽しい我が家」という言葉がありました。家の中をすきま風が吹いても、物が無くても、なにより家族の暖かい目がありました。

こうした時代を乗り越えた「平成」の時代にあっても、低体温症やヒートショックによる死亡事例が多いとは想像もしませんでした。誠に残念でなりません。

誰もが安全・安心・快適な住まいを得ることができ、健康に暮らすことができる社会を早急に築かなければなりません。

立憲民主党は、地球温暖化対策を進めるとともに国民の健康を守るために、すべての新築建築物の断熱を義務化し、既存建築物についても、断熱改修を計画的に進めるための施策を取りまとめていく所存です。

「最高の住宅政策が最高の福祉である」といわれます。この言葉を大事に、政府として全力で取り組まれることを、心より、お願いいたしまして、質問を終わります。

ご清聴、ありがとうございました。